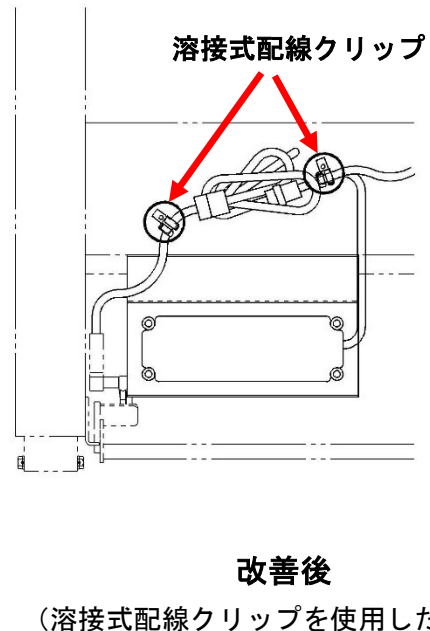
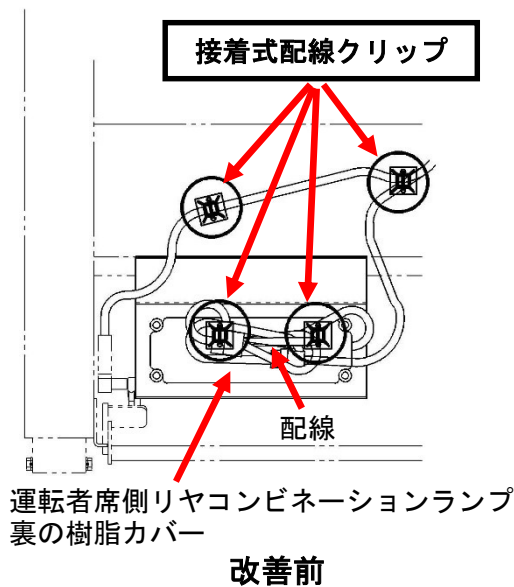


改善箇所説明図



排気管

運転者席側リヤコンビネーションランプ



注： は基準不適合部を示す

テールゲートリフタ装着車において、リヤコンビネーションランプに使用する配線の固縛が不適切であったため、配線が垂れ下がるものがある。そのため、配線と排気管が接触し配線が損傷して、運転者席側のリヤコンビネーションランプが不点灯となり、道路運送車両の保安基準第 37 条（尾灯の基準）、第 39 条（制動灯の基準）、第 40 条（後退灯の基準）、第 41 条（方向指示器の基準）、第 41 条の 3（非常点滅表示灯の基準）に適合しないおそれがある。

[改善の内容]

全車両、運転者席側および助手席側のリヤコンビネーションランプの配線の固縛を溶接式配線クリップ、またはボルト式配線クリップに変更する。

[識別方法]

改善実施済車には、運転者席ドアロックストライカー付近に識別ステッカーを貼り付ける。